

関連する制度について

身体障害者手帳について

身体障害者手帳制度の概要

1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長 が交付する。

根拠: 身体障害者福祉法第15条

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類(いずれも、一定以上で永続することが要件とされている)

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

4 交付者数 (平成24年度末現在)

5,231,570人(1級:1,603,803人、2級:828,663人、3級:903,319人、4級:1,249,209人、
5級: 321,426人、6級:325,150人)

身体障害者福祉法(第4条)

この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
外部機能障害	視覚障害	○	○	○	○	○	○		
	聴覚・平衡機能障害	聴覚障害	○	○	○		○		
		平衡機能障害	○		○				
		音声・言語・そしゃく機能障害		○	○				
	肢体不自由	上肢・下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害	○	○	○		○		
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○	△
	内部障害	心臓、腎臓、呼吸器機能障害	○		○	○			
		膀胱又は直腸機能障害							
		小腸機能障害							
	ヒト免疫不全による免疫の機能障害、肝臓機能障害	○	○	○	○				

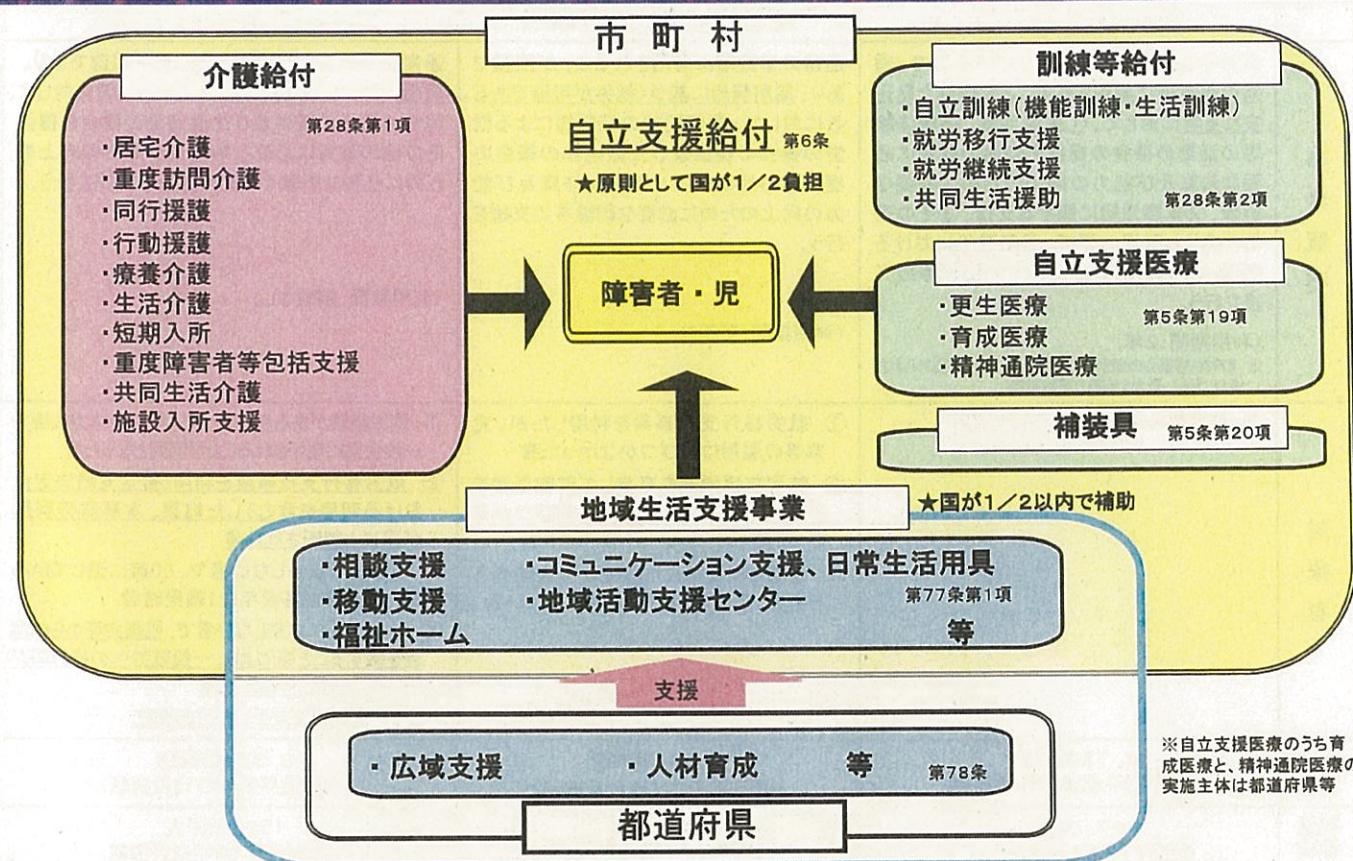
○:単独の障害で認定対象となる

△:単独の障害では認定対象とならず、7級に相当する障害が重複する場合に6級として手帳が交付される

2

障害者総合支援法における 障害福祉サービスについて

障害者総合支援法の給付・事業



4

障害福祉サービス等の体系

		サービス名	
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	者児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
	同行援護	者児	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動援護	者児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	者児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	短期入所(ショートステイ)	者児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
	生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	共同生活援助(グループホーム)	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行う
施設系	自立訓練(機能訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練(生活訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(A型=雇用型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(B型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
居住系・訓練系・就労系	(注)1. 表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。		

介護給付

訓練等給付

5

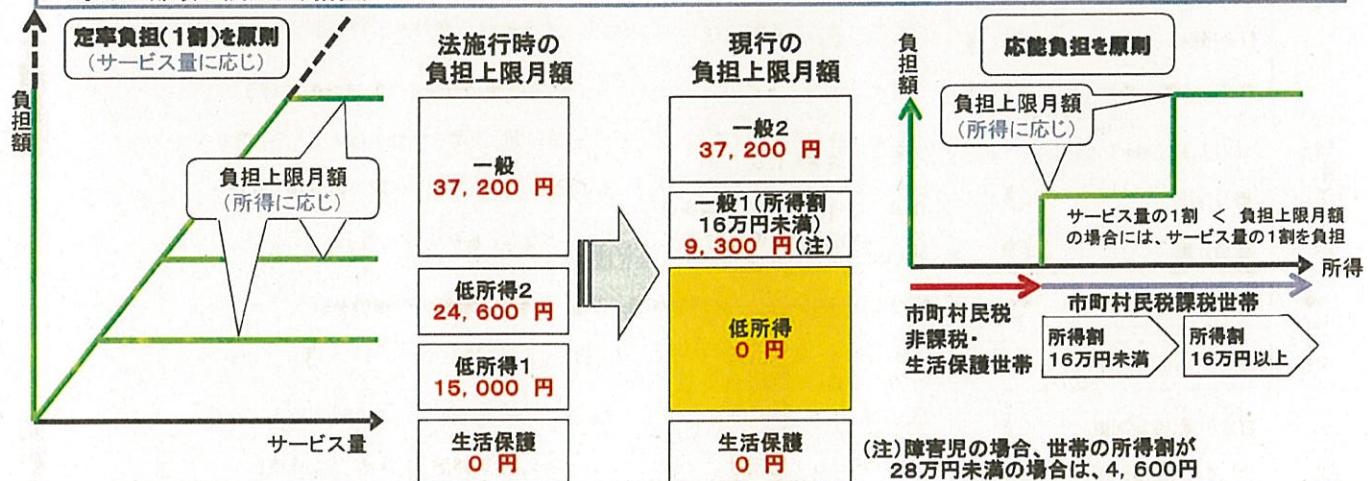
障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	① 企業等への就労を希望する者	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態がない者</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者で、協議会等からの意見を徴すこと等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者</p> <p>(平成27年3月末までの経過措置)</p>
事業所数	2,724事業所 (国保連平成25年12月実績)	1,934事業所 (国保連平成25年12月実績)	8,354事業所 (国保連平成25年12月実績)
利用者数	27,093人 (国保連平成25年12月実績)	34,604人 (国保連平成25年12月実績)	178,250人 (国保連平成25年12月実績)

障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ◆ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定(介護保険並び)
- ◆ 平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ◆ 平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

※ 平成20年7月から障害者の負担上限月額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

小児がん経験者の就労支援について(活用しうる主な施策)

- 小児がん経験者などで就職が困難な方に対しては、以下に掲げるような様々な支援メニューを用意しており、個々人の状況にあった対応が可能となっている。

小児がん経験者が活用しうる主な施策

○ 就職支援ナビゲーター

- (がん患者等長期療養者に対する就職支援モデル事業)
- ・個々のがん患者等の希望や治療状況等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。(がん拠点病院等、医療機関との連携を実施)
 - ◇就職支援ナビゲーターは、このほか、
 - ・希望する労働条件に応じた求人の開拓、
 - ・職場定着の支援等を実施。

○ トライアル雇用奨励金等

- 就労経験が乏しい等の要件に該当する就職が難しい方に対し、事業主がトライアル雇用(試用雇用として原則3ヶ月の有期雇用で雇い入れ)を実施する場合に助成。また、障害者については、障害者トライアル雇用奨励金による助成を実施。
- ◇1人につき月4万円の奨励金を支給(3ヶ月まで)

○ チーム支援(※)

- ・障害者に対し、ハローワークと福祉・教育・医療等の関係機関とが連携し支援。

○ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援制度(※)

- ・障害者・事業主・障害者の家族に対して、ジョブ・コーチによる職場適応に関するきめ細かな支援を実施。

○ 特定求職者雇用開発助成金(※)

- ・障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に助成。

◇1人当たり50万円(中小企業は135万円)(身体・知的障害者(重度以外)を通常労働者として雇う場合)

※ 障害者が対象の施策

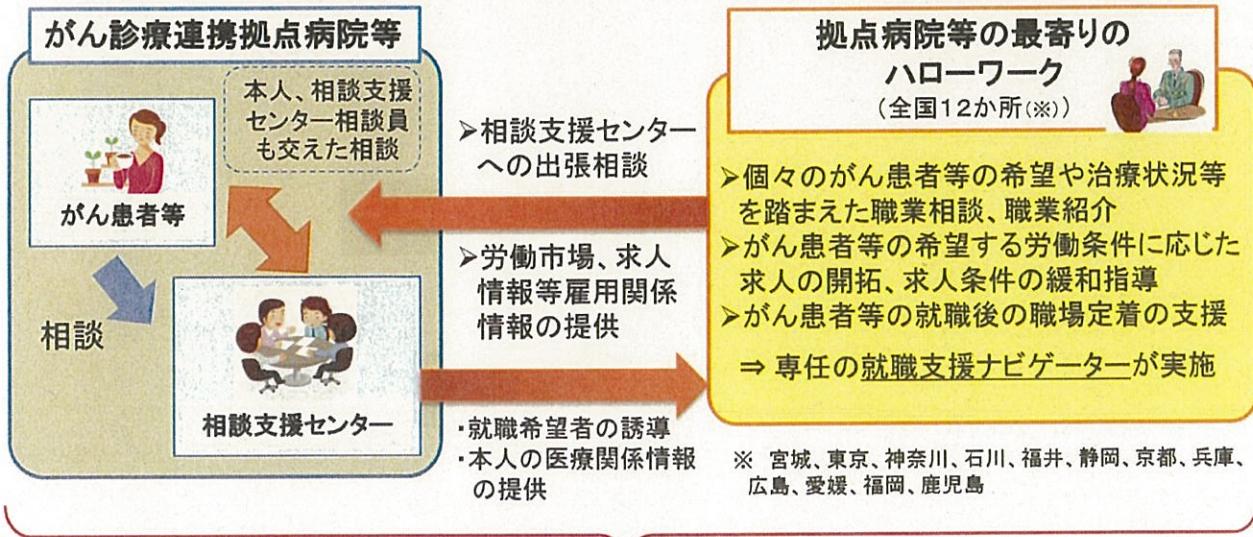


ハローワークの窓口で、きめ細かな職業相談、カウンセリング等を実施。
個々の状況に応じ、メニューを適切に組み合わせて、効果的な就労支援を行っていく。 1

がん患者等に対する就職支援モデル事業

平成26年度予算額 66百万円(25年度予算額27百万円)

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を実施。
- 26年度は、がん患者等の就職支援を更に推進するため、モデル事業の実施箇所数を拡充(全国5か所→12か所)するとともに、その支援ノウハウや知見の蓄積、普及に係る取組を実施。



「トライアル雇用」に応募してみませんか？

「トライアル雇用」とは、働いた経験が少ないとから、期間の定めのない雇用（常用雇用）での就職に不安のある方などが、常用雇用への移行を前提として、原則3カ月間その企業で試行雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができます。また、労働基準法などの法律が適用され、賃金も支払われます。しかも、トライアル雇用が終わったらあとは、約8割の人が常用雇用に移行しています。

平成26年3月からは対象となる人の要件を見直し、より利用しやすくなりました。あなたもトライアル雇用に応募して、常用雇用のチャンスをつかんでみませんか？

「トライアル雇用」の対象者は？

次のいずれかの要件を満たし、紹介日にトライアル雇用を希望した場合に対象となります。
(要件確認のため、職業相談や紹介の際に履歴書や職務経歴などを提出していただく場合があります)

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業^{※1}に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている^{※2}
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行なうに当たって、特別な配慮を要する^{※3}

^{※1} 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間に所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

^{※2} パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

^{※3} 生活保護受給者、田子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、

中国残留邦人等永住帰國者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

・既に就業に就いている人

・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人

・学校に在籍で卒業していない人。(ただし、平成27年3月31までの期間は、卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります)

・他の事業所でトライアル雇用期間中の人

◆紹介日時点で、次の場合はトライアル雇用の対象者にはなりません。

・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人

・学校に在籍で卒業していない人。(ただし、平成27年3月31までの期間は、卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります)

・他の事業所でトライアル雇用期間中の人

- 希望する仕事に就ける可能性や就職の機会が広がります。
- あなたと会社がお互いを理解した上で常用雇用へ移行するため、就職後も安心して仕事を続けることができます。



トライアル雇用期間終了時点で、会社が求める業務遂行の能力を満たさない場合などは、常用雇用へ移行しないことがあります。

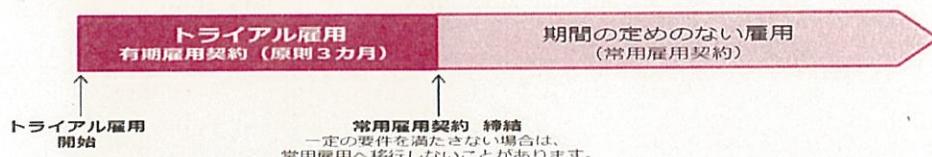


厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

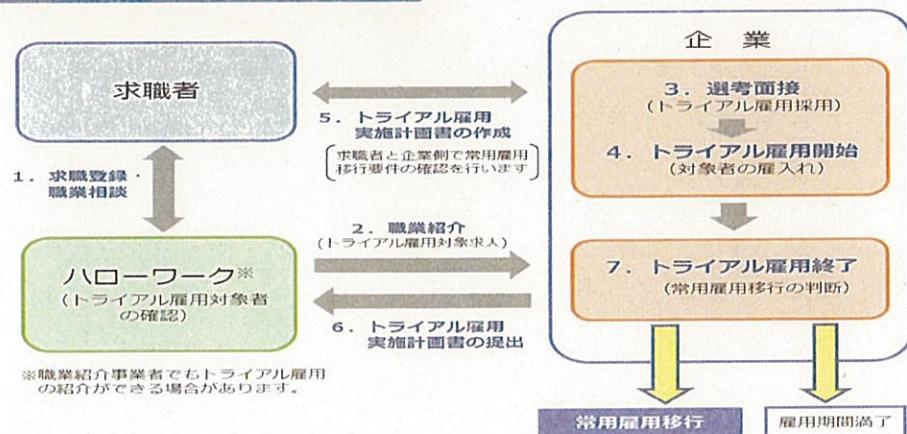
LL260301派企01

3

「トライアル雇用」のイメージ



「トライアル雇用」の仕組み

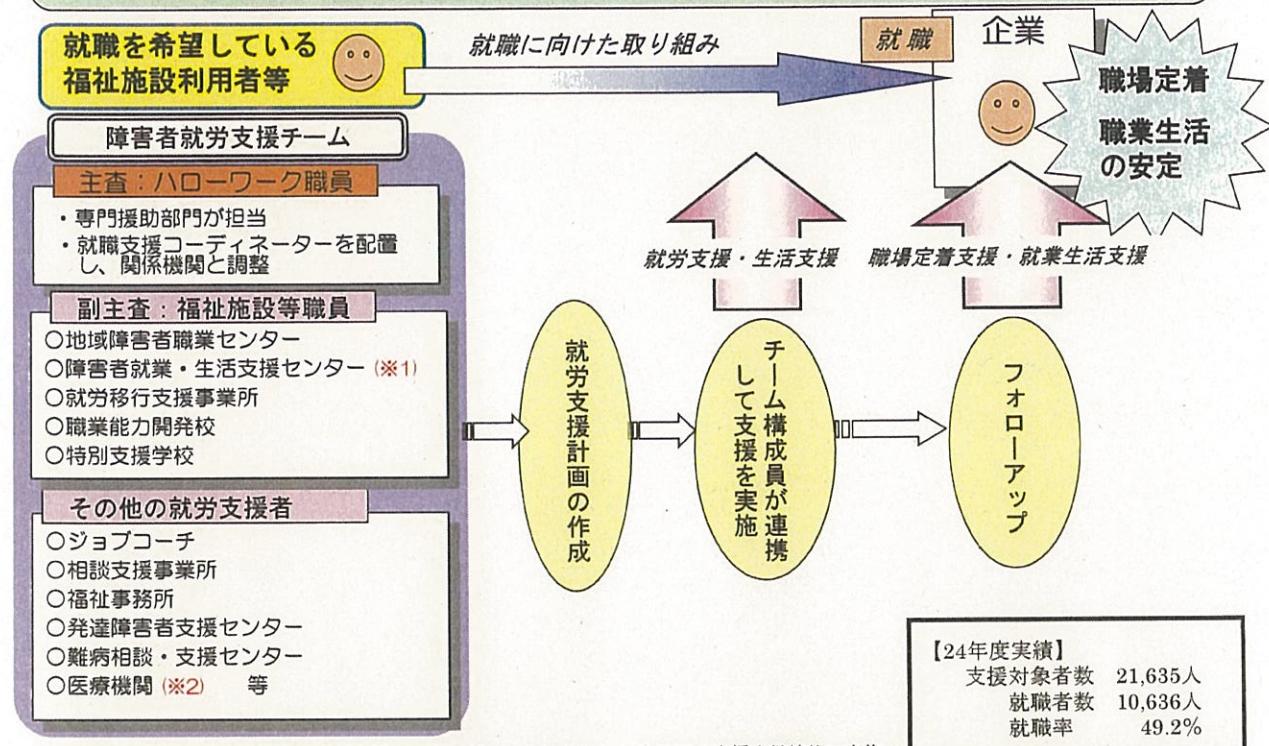


<ご注意>

- ◆同時に複数のトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆トライアル雇用の選考中は、新たなトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆求人の応募状況によっては、トライアル雇用の紹介ができない場合があります。

障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

- 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、
ハローワーク職員(主査)と福祉施設等の職員、その他の就労支援者がチームを
結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施(平成18年度から実施)



（※1）可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。

（※2）支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

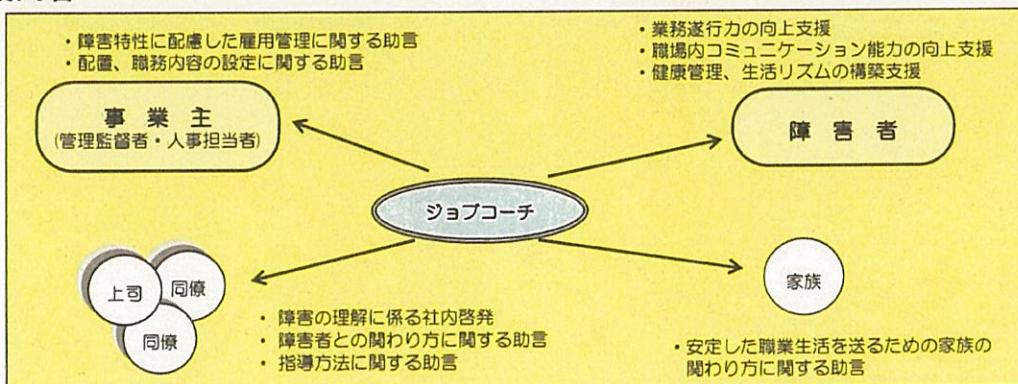
5

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

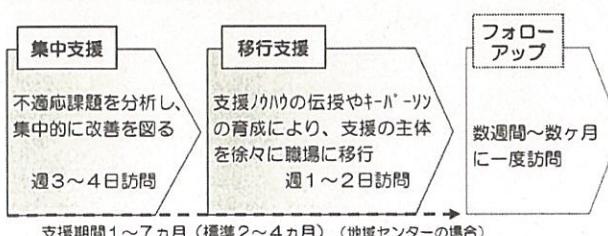
障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、

- ・ 障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援
- ・ 事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善の助言を実施

◎支援内容



◎標準的な支援の流れ



◎ジョブコーチ配置数(25年3月末現在)

計1,230人

地域センターのジョブコーチ	310人
第1号ジョブコーチ（福祉施設型）	781人
第2号ジョブコーチ（事業所型）	139人

◎支援実績(24年度、地域センター)

支援対象者数 4,585人（第1号ジョブコーチ単独支援を含む）
職場定着率(支援終了後6ヶ月) 86.7%

（地域障害者職業センター単独支援によるもの）
(支援終了後6ヶ月:23年10月～24年9月までの支援終了者の実績)

6

特定求職者雇用開発助成金

○ 特定就職困難者雇用開発助成金

高年齢者や障害者、母子家庭の母等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部の助成を行う。

対象労働者	支給額		助成対象期間	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
・ 短時間労働者以外				
① 高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	50万円	90万円	1年	1年
② 身体・知的障害者	50万円	135万円	1年	1年6ヶ月
③ 重度障害者等 (重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者)	100万円	240万円	1年6ヶ月	2年
・ 短時間労働者				
④ 高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等(短時間労働者)	30万円	60万円	1年	1年
⑤ 障害者(短時間労働者)	30万円	90万円	1年	1年6ヶ月

○ 高年齢者雇用開発特別奨励金

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主(1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。)に対して賃金相当額の一部の助成を行う。

対象労働者の1週間の 所定労働時間	支 給 額		助成対象期間
	大企業	中小企業	
30時間以上の者	50万円	90万円	1年
20時間以上30時間未満の者	30万円	60万円	

小児慢性特定疾患治療研究事業の概要

- 小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となる。このため、児童の健全育成を目的として、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分を補助する制度。

事業の概要

- 対象年齢 18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）
- 補助根拠 児童福祉法第21条の5、第53条の2
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）
- 自己負担 保護者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。ただし、重症患者に認定された場合は自己負担はない。

沿革

- 昭和43年度から計上
- 昭和49年度 整理統合し4疾患を新たに加え、9疾患群からなる現行制度を創設。
- 平成2年度 新たに神経・筋疾患を加え、10疾患群とする。
- 平成14年度 「小児慢性特定疾患治療研究事業の今後のあり方と実施に関する検討会」の報告書とりまとめ
- 平成17年度  児童福祉法に基づく法律補助事業として実施するとともに、慢性消化器疾患群を追加し11疾患群とする。また、日常生活用具給付事業などの福祉サービスも実施。

対象疾患

11疾患群(514疾患)
H24年度給付人数
111,497
※母子保健課調べ
H24年度総事業費
254.8億円
※H24実績報告に基づく

すべて
入院・通院
ともに対象

小児慢性特定疾患児への支援の検討状況について

社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会

1. 設置の趣旨

「今後の難病対策の在り方(中間報告)」(平成24年8月16日厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会)が取りまとめられたことに伴い、小児慢性特定疾患児への支援の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 主な検討事項

- (1) 小児慢性特定疾患児への医療費助成の在り方について
- (2) 小児慢性特定疾患の登録管理の在り方について
- (3) その他の支援の在り方について

3. 検討経緯

平成24年

9月24日 第1回 小児慢性特定疾患児への支援の現状と課題等について

11月5日 第2回 医療費助成（小児慢性特定疾患治療研究事業）の在り方について

11月19日 第3回 その他の支援の在り方について（普及啓発・相談支援等）

11月28日 第4回 小児慢性特定疾患に関する医療体制等について

12月10日 第5回 小児慢性特定疾患対策に関する研究等について

平成25年

1月22日 第6回 中間報告について

9月9日 第7回 公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築に係る検討

10月1日 第8回 小児慢性特定疾患対策の検討状況

10月23日 第9回 医療費助成の仕組みの構築について

11月1日 第10回 医療費助成の仕組みの構築について その2

12月13日 第11回 慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）（案）

平成26年

1月31日 第12回 児童福祉法改正案、平成26年度予算案について

氏名	所属・役職
安達 真一	明星大学特任准教授
五十嵐 隆	独立行政法人国立成育医療研究センター総長 日本小児科学会会長
石川 広己	社団法人日本医師会常任理事
井田 博幸	東京慈恵会医科大学小児科教授
及川郁子	聖路加看護大学教授
大澤 真木子	東京女医科大学名誉教授
小幡 純子	上智大学法科大学院教授
小林 信秋	難病のこども支援全国ネットワーク会長
坂上 博	読売新聞編集局医療部 記者
佐地 勉	東邦大学医療センター大森病院小児科教授
水田祥代	九州大学名誉教授 福岡学園福岡歯科大学常務理事
益子まり	川崎市宮前区役所保健福祉センター所長
松原 康雄	明治学院大学副学長・社会学部教授
眞鍋 翠	長野県健康福祉部長

慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）【概要】

社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（平成25年12月）

1 公公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築（医療費助成を義務的経費として位置付け）

① 医療費助成の対象

- 引き続き、疾患名と疾患の状態の程度の基準で選定
- 対象疾患は、公正・透明の観点から審議会で見直し

② 医療費助成の申請・認定等の在り方

- 「指定医」（関係学会の専門医資格取得者等）が、医療意見書（医療費助成認定の審査資料）を発行
- 審査体制の強化（必要な場合に認定審査会の意見聴取、認定審査会への専門医師の助言）

③ 給付水準の在り方（別紙）（※ 負担能力等に応じた適正な利用者負担、他の公費負担医療制度における給付水準との均衡）

2 研究の推進と医療の質の向上

① 指定医療機関

- 患児・家族の利便性と、医療の継続性の確保（現在医療の給付を行っている医療機関が引き続き指定されるよう、指定要件を設定）

② 医療連携

- 地域の連携・医療の質の向上（中核病院（小児科）等から地域の医療機関への情報発信等）
- 地域の関係機関の連携（保健所、福祉・教育機関等の連携 ⇒ 日常的な療養生活の充実）
- 難病・成人の医療機関との情報共有・連携

③ 研究の推進

- 登録データの精度向上（指定医による直接登録、経年的なデータ蓄積、難病患者データとの連携、治癒等により医療費助成を受けない者のデータも登録可能）
- 登録データの研究への活用、研究成果の患児・国民への還元

3 慢性疾患児の特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、地域関係者が一体となった自立支援の充実

① 普及啓発の推進

- 幅広い関連情報の入口となるポータルサイトを構築

② 地域における総合的な支援の推進等

- 医療・保健・福祉・教育等の地域関係者からなる協議会で患児・家族のニーズに応じた支援（※ 内容を検討し、地域資源（各種支援策、NPO等）を活用して支援を実施（※ 支援：相談支援、ピアサポート、自立に向けた個別支援計画の作成支援、社会参加支援、自立支援、家族支援 等）
- 小児慢性特定疾患児手帳の充実、手帳制度の一層の普及
- 国の小慢対策への取り組み方針を策定・公表し、治療研究の推進、医療・福祉等関連施策との連携確保、関係者の理解促進等を図る

③ 成人移行に当たっての支援

- 難病医療費助成（※）、自立支援医療等による支援につなげるほか、患児の自立促進を図るために、総合的な支援の強化（3の②参照）に取り組み、成人期に向けた切れ目ない支援を行う（※ 難病対象疾患の拡大により医療費助成が継続する者が増えることが見込まれる）

3

児童福祉法の一部を改正する法律案の概要

法案提出の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、小児慢性特定疾患の患者に対する医療費助成に関して、その実施に要する経費に消費税の収入を充てることができるようとするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、慢性疾患児童の自立支援事業の実施、調査及び研究の推進等の措置を講ずる。

法律案の概要

（1）基本方針の策定

- ・良質かつ適切な小児慢性特定疾患医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定める。

（2）小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

- ・都道府県・政令指定都市・中核市は、小児慢性特定疾患にかかっている児童等であって、当該疾患の程度が一定程度以上であるものの保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾患医療費）を支給。
(現行の小児慢性特定疾患医療費助成は児童福祉法に基づく法律補助であるものの裁量的経費。今回、義務的経費化。)
- ・医療費助成に要する費用は都道府県等の支弁とし、国はその2分の1を負担。
- ・その他、適正な医療費助成及び医療の質を担保する観点から、指定医療機関（都道府県等が指定）制度等に関する規定を整備。
➢ 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
➢ 都道府県等は、支給認定をしないときは、小児慢性特定疾患審査会に審査を求める。

（3）小児慢性特定疾患児童等自立支援事業の実施

- ・都道府県等は、相談支援など小児慢性特定疾患児童に対する自立の支援のための事業（※）を実施。
(※) 必須事業：小児慢性特定疾患児童等、その保護者その他の関係者に対する相談支援、必要な情報提供、助言 等
任意事業：①レスバイト（医療機関等における小児慢性特定疾患児童等の一時預かり）、②相互交流支援、③就労支援、④家族支援（家族の休養確保のための支援）等

（4）小児慢性特定疾患の治療方法等に関する研究の推進

- ・国は、小児慢性特定疾患の治療研究など、慢性疾患にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進。

施行期日

平成27年1月1日

※難病の患者に対する医療等に関する法律案と同日

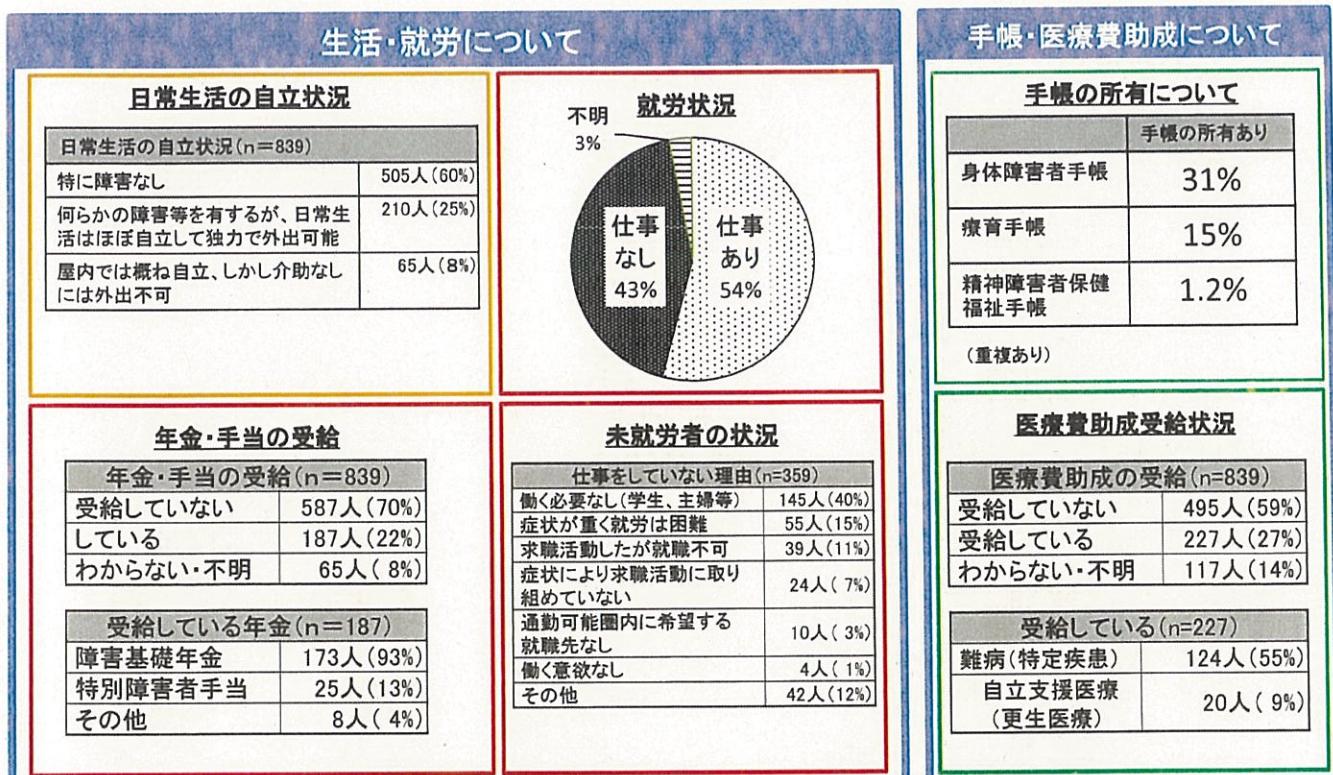
4

小児慢性特定疾患治療研究事業受給者であった20歳以上の患者の就労・制度利用等の状況

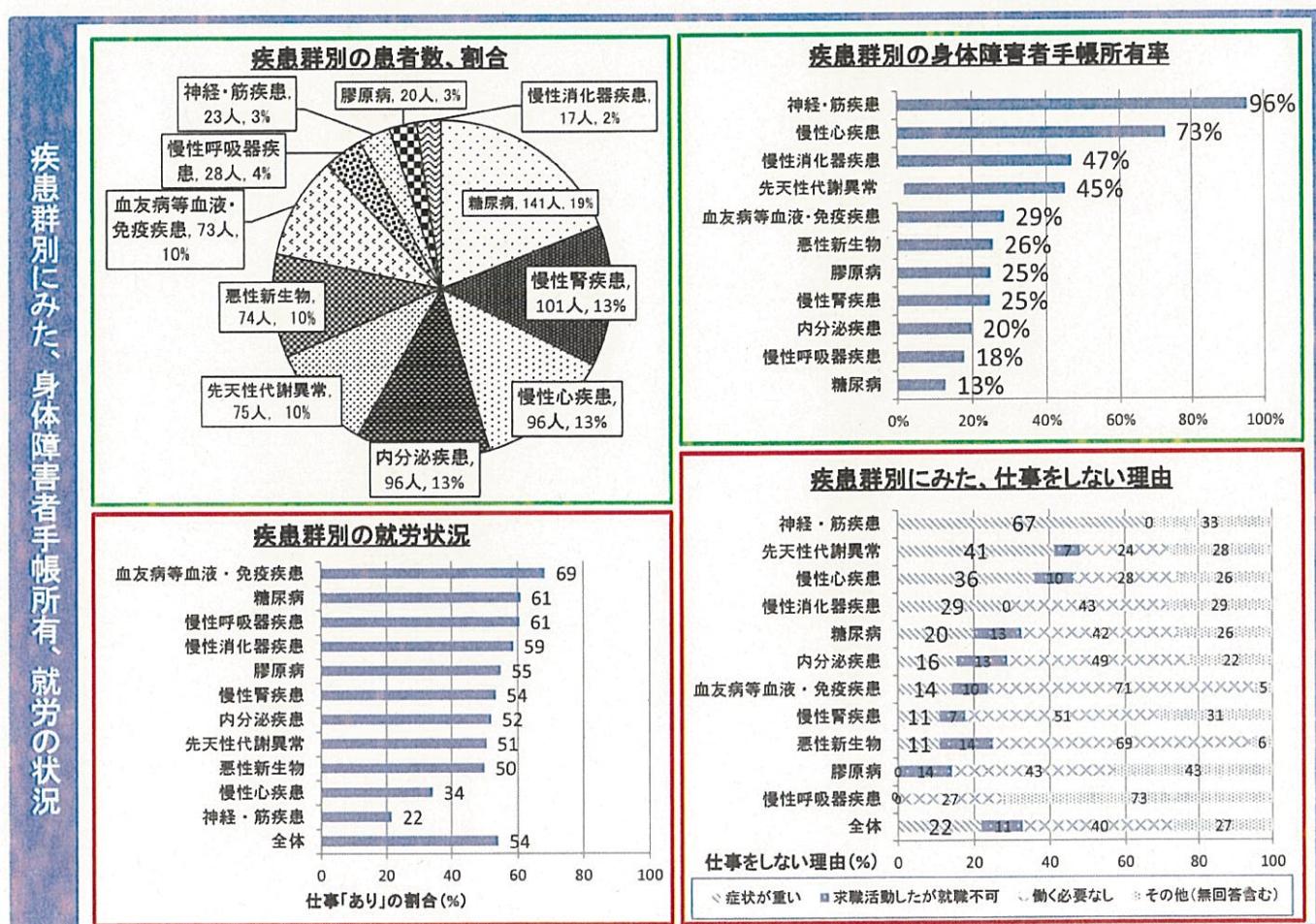
(出典)平成23年度厚生労働科学研究費

「小児慢性特定疾患のキャリーオーバー患者の実態とニーズに関する研究」

全国640施設の20歳以上移行者6356人のうち、839人の患者又は家族のアンケート結果



5



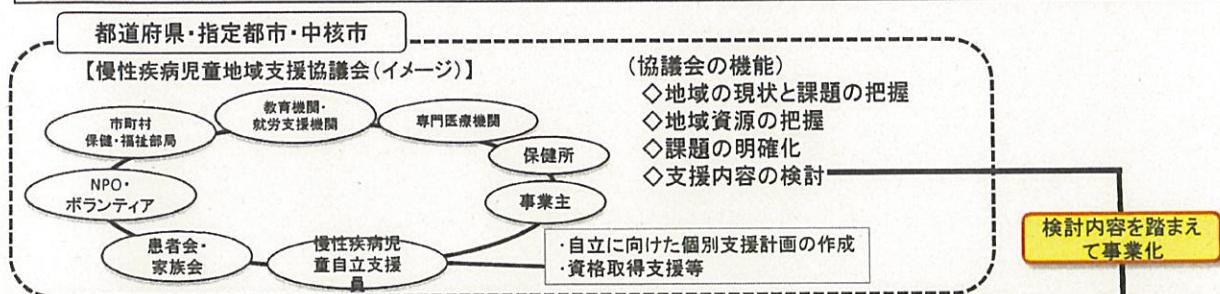
小児慢性特定疾病児童等の自立支援

※平成26年度予算 約2.5億円
(満年度 約9.4億円)

①慢性疾病児童地域支援協議会運営事業 (平成26年度予算:約0.2億円)

【事業の目的・内容】

地域における小児慢性特定疾病児童等の支援内容等につき、関係者が協議するための体制を整備する。



②小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (平成26年度予算:約2.3億円)[平成27年1~3月分] (満年度約9.3億円)

【事業の目的・内容】

実施主体:都道府県・指定都市・中核市

慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。(法定事業)

《 必須事業 》

相談支援(必須)



- ex
・療育相談指導事業
・巡回相談指導事業
・ピアカウンセリング事業※
※慢性疾患児既養育者による相談支援

一時預かり、日常生活支援



- ex
・レスバイト

相互交流支援



- ex
・ワークショップの開催
・患児同士の交流会

《 任意事業 》

就職支援



- ex
・職場体験
・就労相談会

介護者支援



- ex
・通院の付き添い支援

その他自立支援



- ex
・学習支援
・身体づくり支援